

(平成25年7月10日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会東京地方事務室分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	28 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	27 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	16 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	9 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 39 年 4 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 6 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月から 40 年 3 月まで

私は、記憶は定かでないが、昭和 38 年頃国民年金に加入し、42 年 4 月に結婚するまで毎月集金人に国民年金保険料を納付して国民年金手帳に印を押してもらっていた記憶がある。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち昭和 39 年 4 月から 40 年 3 月までの期間については、申立人は、42 年 4 月に婚姻するまで毎月集金人に国民年金保険料を納付して国民年金手帳に印を押してもらっていた記憶があるとしているところ、申立期間直後の 40 年 4 月から婚姻前月の 42 年 3 月までの保険料は全て納付済みである上、申立人の国民年金手帳記号番号は当該記号番号前後の記号番号に係る強制加入被保険者の資格取得日及び国民年金手帳記号番号払出簿の記載内容により、39 年 9 月から 40 年 3 月までの期間中に払い出されたと推認できるため、39 年度の保険料は現年度納付することが可能である。

一方、申立期間のうち昭和 38 年 4 月から 39 年 3 月までの期間については、上記払出時期からみて当該期間の保険料は過年度保険料であり、過年度保険料を納付する場合は納付書を使用することとなるため、申立人の説明する納付方法では当該期間の保険料を納付することができない上、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

そのほか、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、当該期間の保険料を納付していたことをう

かがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 39 年 4 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA会における資格喪失日に係る記録を平成18年1月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を62万円とすることが必要である。

また、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を113万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月29日から18年1月1日まで
② 平成17年12月15日

A会に勤務していた期間のうち、申立期間①の厚生年金保険の加入記録が無い。同会の給与支給明細書及び平成17年12月31日付けの退職辞令を提出するので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

また、A会に勤務していた期間のうち、申立期間②の厚生年金保険の標準賞与額に係る記録が年金の給付に反映されていない。平成17年12月分の賞与明細書を提出するので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の加入記録及び申立人から提出された辞令により、申立人は、平成17年12月31日までA会に勤務していたことが確認できる。

また、申立人から提出された、申立人のA会における資格取得月である昭和57年11月分の給料支払明細書において厚生年金保険料が控除されていることから、同会は当該期間当時、当月控除であったことが確認できる。申立人の同会における資格喪失月である平成17年12月分の給与支給明細書において1か月分の厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

一方、A会は、「昭和57年当時は当月控除を採用していたが、当月だと預り金が生

じてしまうので、62年から63年頃に預り金を返金した上で、翌月控除に変更した。申立人が退職した平成17年12月分の給与支給明細書における保険料控除は前月分(11月分)のものであり、2か月分控除する必要があったが、1か月分のみしか控除していなかったと思われる。」と回答しているものの、「返金した受領書等が残っていない。」と供述している。

また、オンライン記録により、昭和62年及び63年にA会において被保険者記録が確認できる7人に照会したところ、回答があった3人は、いずれも控除方法が変更された記憶も返金された記憶も無い旨回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、上記給与支給明細書において確認できる保険料控除額から、62万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

申立期間②について、オンライン記録及び申立人から提出された平成17年12月分の賞与明細書により、申立人は、当該期間にA会から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準賞与額については、上記賞与明細書において確認できる保険料控除額及び賞与額から、113万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、申立てに係る賞与額の届出を行ったものの、その後、申立人のA会における資格喪失日を平成17年12月29日とする届出を行っていることが確認でき、資格喪失月における標準賞与額に係る記録は年金額の計算の基礎とならないことから、社会保険事務所(当時)は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成18年6月15日は6万8,000円、同年12月15日は25万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和60年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年6月15日
② 平成18年12月15日

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。賞与明細書は無いが、申立期間において賞与を確かに受け取ったので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の取引銀行における申立期間に係る取引推移一覧表及び銀行通帳の明細により、申立人は、申立期間にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記取引推移一覧表等において推認できる保険料控除額及び賞与額から、平成18年6月15日は6万8,000円、同年12月15日は25万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に解散しており、元代表取締役及び破産管財人は確認できる資料は無い旨回答しているが、申立期間当時、同社において経理部門を担当していた元取締役は、「申立期間における夏、冬の賞与から厚生年金保険料を控除していたが、社会保険事務所（当時）には当該賞与に係る届出をしておらず、当該賞与から控除した厚生年金保険料も納付していなかった。」と供述していることから、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成 15 年 8 月 4 日から 16 年 4 月 1 日までの期間及び 19 年 8 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、15 年 8 月から 16 年 3 月までは 24 万円、19 年 8 月は 36 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 8 月 4 日から 22 年 6 月 1 日まで
A 社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬額に見合う標準報酬月額と相違している。給与明細票を提出するので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成 15 年 8 月から 16 年 3 月まで及び 19 年 8 月の標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細票において確認できる保険料控除額から、15 年 8 月から 16 年 3 月までは 24 万円、19 年 8 月は 36 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、上記給与明細票において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の

標準報酬月額が長期間にわたり一致しておらず、また、複数の同僚から提出された給与明細票において確認できる保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額も長期間にわたり一致していないことから、事業主は、当該給与明細票において確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成 16 年 4 月から 19 年 7 月まで及び同年 9 月から 22 年 5 月までについて、上記給与明細票において確認できる保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致又は低いことが確認できることから、特例法に基づく記録訂正の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成 13 年 8 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間、14 年 10 月 1 日から 15 年 3 月 1 日までの期間、同年 4 月 1 日から 16 年 11 月 1 日までの期間、19 年 8 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間、20 年 8 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間及び 22 年 8 月 1 日から同年 11 月 1 日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、13 年 8 月及び同年 9 月は 28 万円、14 年 10 月から 15 年 2 月まで及び同年 4 月から同年 8 月までは 22 万円、同年 9 月から 16 年 10 月までは 24 万円、19 年 8 月は 32 万円、20 年 8 月及び 22 年 8 月から同年 10 月までは 34 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、平成 22 年 11 月 1 日から 23 年 9 月 1 日までの期間について、標準報酬月額の決定の基礎となる 22 年 4 月から同年 6 月までは標準報酬月額 38 万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、申立人の A 社における標準報酬月額に係る記録を 38 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 1 月 1 日から 23 年 9 月 1 日まで
A 社に勤務している期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬額に見合う標準報酬月額と相違している。給与明細票を提出するので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間

に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

したがって、申立期間のうち、平成13年1月1日から22年11月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから特例法を、同年11月1日から23年9月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから厚生年金保険法を適用する。

- 2 申立人は、申立期間の標準報酬月額の変動について申し立てているが、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成13年8月、同年9月、14年10月から15年2月まで、同年4月から16年10月まで、19年8月、20年8月及び22年8月から同年10月までの標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細票において確認できる保険料控除額から、13年8月及び同年9月は28万円、14年10月から15年2月まで及び同年4月から同年8月までは22万円、同年9月から16年10月までは24万円、19年8月は32万円、20年8月及び22年8月から同年10月までは34万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、上記給与明細票において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、当該給与明細票において確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成13年1月から同年7月まで、同年10月から14年9月まで、15年3月、16年11月から19年7月まで、同年9月から20年7月まで及び同年9月から22年7月までについて、上記給与明細票において確認できる保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致又は低いことが確認できることから、特例法に基づく記録訂正の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

- 3 申立期間のうち、平成22年11月から23年8月までの標準報酬月額については、オンライン記録によると、32万円と記録されている。しかし、上記給与明細票によると、標準報酬月額の決定の基礎となる22年4月から同年6月までは標準報酬月額38万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人のA社における標準報酬月額を38万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成10年5月1日から13年10月1日までの期間、14年5月1日から16年11月1日までの期間、19年8月1日から同年9月1日までの期間及び22年7月1日から同年11月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、10年5月から11年9月までは30万円、同年10月から12年1月までは44万円、同年2月は32万円、同年3月は44万円、同年4月は41万円、同年5月から同年8月までは44万円、同年9月は41万円、同年10月は38万円、同年11月は44万円、同年12月は38万円、13年1月及び同年2月は44万円、同年3月は38万円、同年4月から同年9月までは44万円、14年5月から同年9月までは22万円、同年10月から15年2月までは24万円、同年3月は19万円、同年4月から同年8月までは24万円、同年9月から16年10月までは26万円、19年8月は38万円、22年7月から同年10月までは36万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、平成22年11月1日から23年9月1日までの期間について、標準報酬月額の決定の基礎となる22年4月から同年6月までは標準報酬月額38万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、申立人のA社における標準報酬月額に係る記録を38万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年5月1日から23年9月1日まで
A社に勤務している期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬額に見合う標準報酬月額と相違している。給与明細票を提出するので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる

法律の適用については、特例的に、厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

したがって、申立期間のうち、平成 10 年 5 月 1 日から 22 年 11 月 1 日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから特例法を、同年 11 月 1 日から 23 年 9 月 1 日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから厚生年金保険法を適用する。

- 2 申立人は、申立期間の標準報酬月額の変動について申し立てているが、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成 10 年 5 月、同年 7 月から 13 年 9 月まで、14 年 5 月から 16 年 10 月まで、19 年 8 月及び 22 年 7 月から同年 10 月までの標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細票において確認できる報酬月額又は保険料控除額から、10 年 5 月及び同年 7 月から 11 年 9 月までは 30 万円、同年 10 月から 12 年 1 月までは 44 万円、同年 2 月は 32 万円、同年 3 月は 44 万円、同年 4 月は 41 万円、同年 5 月から同年 8 月までは 44 万円、同年 9 月は 41 万円、同年 10 月は 38 万円、同年 11 月は 44 万円、同年 12 月は 38 万円、13 年 1 月及び同年 2 月は 44 万円、同年 3 月は 38 万円、同年 4 月から同年 9 月までは 44 万円、14 年 5 月から同年 9 月までは 22 万円、同年 10 月から 15 年 2 月までは 24 万円、同年 3 月は 19 万円、同年 4 月から同年 8 月までは 24 万円、同年 9 月から 16 年 10 月までは 26 万円、19 年 8 月は 38 万円、22 年 7 月から同年 10 月までは 36 万円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、平成 10 年 6 月について、申立人は、当該期間に係る給与明細票を保有していないが、上記給与明細票において確認できる当該期間の前後の期間における保険料控除額が一定であることから判断して、当該期間の前後の期間と同額の保険料が控除されていたと認められる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、30 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、上記給与明細票において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、当該給与明細票において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に基づく保

険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成13年10月から14年4月まで、16年11月から19年7月まで及び同年9月から22年6月までについて、上記給与明細票において確認できる保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致又は低いことが確認できることから、特例法に基づく記録訂正の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

- 3 申立期間のうち、平成22年11月から23年8月までの標準報酬月額については、オンライン記録によると、34万円と記録されている。しかし、上記給与明細票によると、標準報酬月額の決定の基礎となる22年4月から同年6月までは標準報酬月額38万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人のA社における標準報酬月額を38万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成15年5月27日から16年8月1日までの期間、同年9月1日から同年11月1日までの期間及び19年8月1日から同年9月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、15年5月から16年7月まで、同年9月及び同年10月は28万円、19年8月は44万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年5月27日から23年9月1日まで

A社に勤務している期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬額に見合う標準報酬月額と相違している。給与明細票を提出するので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

したがって、申立期間のうち、平成15年5月27日から22年11月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから特例法を、同年11月1日から23年9月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから厚生年金保険法を

適用する。

- 2 申立人は、申立期間の標準報酬月額の変動について申し立てているが、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成15年5月から16年7月まで、同年9月、同年10月及び19年8月の標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細票において確認できる保険料控除額から、15年5月から16年7月まで、同年9月及び同年10月は28万円、19年8月は44万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、上記給与明細票において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、当該給与明細票において確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成16年8月、同年11月から19年7月まで及び同年9月から22年10月までについて、上記給与明細票において確認できる保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致又は低いことが確認できることから、特例法に基づく記録訂正の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

- 3 申立期間のうち、平成22年11月から23年8月までの期間について、上記給与明細票によると、当該期間の標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる22年4月から23年7月までの期間において、申立人は、その主張する報酬月額が事業主により支払われていないことから、標準報酬月額に係る記録の訂正を行う必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成13年1月1日から同年10月1日までの期間、14年5月1日から16年11月1日までの期間及び19年8月1日から同年9月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、13年1月から同年9月までは34万円、14年5月から15年2月までは26万円、同年3月は20万円、同年4月から16年10月までは26万円、19年8月は62万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年1月1日から22年1月1日まで
A社に勤務している期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬額に見合う標準報酬月額と相違している。給与明細票を提出するので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成13年1月から同年9月まで、14年5月から16年10月まで及び19年8月の標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細票において確認できる保険料控除額から、13年1月から同年9月までは34万円、14年5月から15年2月までは26万円、同年3月は20万円、同年4月から16年10月まで

は26万円、19年8月は62万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、上記給与明細票において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、当該給与明細票において確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成13年10月から14年4月まで、16年11月から19年7月まで及び同年9月から21年12月までについて、上記給与明細票において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致することが確認できることから、特例法に基づく記録訂正の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成12年8月1日から13年10月1日までの期間、14年5月1日から同年11月1日までの期間、15年9月1日から16年1月1日までの期間及び同年2月1日から19年9月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、12年8月は36万円、同年9月から13年1月までは38万円、同年2月及び同年3月は36万円、同年4月から同年8月までは38万円、同年9月は32万円、14年5月から同年10月までは28万円、15年9月から同年12月まで及び16年2月から19年7月までは30万円、同年8月は38万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年1月21日から23年9月1日まで
A社に勤務している期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬額に見合う標準報酬月額と相違している。給与明細票を提出するので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

したがって、申立期間のうち、平成11年1月21日から22年11月1日までの期間

については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから特例法を、同年11月1日から23年9月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから厚生年金保険法を適用する。

- 2 申立人は、申立期間の標準報酬月額の変動について申し立てているが、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成12年8月から13年9月まで、14年5月から同年10月まで、15年9月から同年12月まで及び16年2月から19年8月までの標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細票及び銀行の総合口座通帳において確認又は推認できる報酬月額又は保険料控除額から、12年8月は36万円、同年9月から13年1月までは38万円、同年2月及び同年3月は36万円、同年4月から同年8月までは38万円、同年9月は32万円、14年5月から同年10月までは28万円、15年9月から同年12月まで及び16年2月から19年7月までは30万円、同年8月は38万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、上記給与明細票において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、当該給与明細票において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成11年1月から12年7月までについて、上記通帳において確認できる振込額から推認できる報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と比較して一概に高いとはいえず、このほか、当該期間における保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

また、申立期間のうち、平成13年10月から14年4月まで、同年11月から15年8月まで、16年1月及び19年9月から22年10月までについて、上記給与明細票において確認できる保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致又は低いことが確認できることから、特例法に基づく記録訂正の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

- 3 申立期間のうち、平成22年11月から23年8月までの期間について、上記給与明細票によると、当該期間の標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる22年4月から

23 年 7 月までの期間において、申立人は、その主張する報酬月額が事業主により支払われていないことから、標準報酬月額に係る記録の訂正を行う必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和43年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年10月31日から同年11月1日まで

「年金事務所からのお知らせ」により、A社からB社に異動した際の年金記録に空白期間があることが分かったが、継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社の元事業主及び同社の元従業員の回答並びに元従業員が保有する申立期間に係る給与明細書から判断すると、申立人は、同社及びその関連会社であるB社に継続して勤務し（A社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間に係る異動日については、A社の元事業主は、同社からB社への異動は1日付けであったと思われると回答している上、申立人と同時期にA社からB社に異動したと認められる従業員3人に係る雇用保険の記録によると、いずれもA社における離職日は昭和43年10月31日、B社における資格取得日は同年11月1日とされていることから、同年11月1日とすることが相当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和43年10月の定時決定に係る事業所別被保険者名簿の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、元事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和43年11月1日と届け出たにもか

かわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年10月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主は同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、41万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：男
基礎年金番号：
生年月日：昭和29年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：平成19年9月1日から20年9月1日まで
A会に勤務している期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の報酬額に見合う標準報酬月額と相違しているため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、A会から提出された申立人に係る源泉徴収簿において確認又は推認できる保険料控除額及び報酬月額から、41万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについて不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成4年6月30日から5年5月10日までの期間について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同年5月10日であると認められることから、当該期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、平成4年6月から5年1月までは30万円、同年2月から同年4月までは22万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年6月30日から5年6月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間において同社に継続して勤務し、報酬額も変わらなかったため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人は、申立期間において、A社に継続して勤務していたことが確認できる。

一方、申立期間のうち、平成4年6月30日から5年5月10日までの期間について、オンライン記録によると、申立人のA社における資格喪失日は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年3月31日より後の同年5月10日付けで、4年10月の定時決定及び5年2月の随時改定の記録が取り消され、4年6月30日と記録されていることが確認できる上、申立人以外の従業員32人についても、申立人と同様に遡って資格喪失処理が行われていることが確認できる。

しかしながら、A社に係る商業・法人登記簿謄本によると、同社は、当該期間において法人事業所であったことが確認できることから、当該期間当時、厚生年金保険法の適用事業所としての要件を満たしていたものと認められる。

また、A社の複数の従業員は、同社の経営状態は良くなかった旨供述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、申立人に係る上記資格喪失処理を行う合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人のA社における資格喪失日を当該処理日である平成5年5月

10日に訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人に係る上記資格喪失処理前のオンライン記録から、平成4年6月から5年1月までは30万円、同年2月から同年4月までは22万円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、平成5年5月10日から同年6月1日までの期間について、申立人は、当該期間における厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細書等を保有していないところ、A社の従業員から提出された同年5月分の給与明細書により、厚生年金保険料を控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

次に、オンライン記録によると、申立期間のうち、平成5年2月から同年4月までの標準報酬月額は、随時改定により22万円と記録されているところ、申立人は、申立期間における報酬額は30万円くらいで変わらなかった旨主張している。

しかしながら、A社の元事業主は所在が不明であり、同社の社会保険事務担当者は、申立期間当時の資料を保管しておらず、申立人の報酬月額及び厚生年金保険料控除額について不明である旨回答していることから、申立人の主張する報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

また、オンライン記録によると、平成5年2月に随時改定が行われた従業員は申立人のみであることが確認できるところ、申立人は、申立期間のうち、同年2月から同年4月までにおける報酬月額及び厚生年金保険料の控除を確認できる給料明細書等を保有していない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和43年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年10月31日から同年11月1日まで

A社に勤務していた知人の紹介で同社に入社し、B業務に従事していたが、在職中は勤務地に変更も無く継続して勤務していたはずなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の元事業主及び同社の元従業員の回答並びに元従業員が保有する申立期間に係る給与明細書から判断すると、申立人は、同社及びその関連会社であるC社に継続して勤務し（A社からC社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間に係る異動日については、A社の元事業主は、同社からC社への異動は1日付けであったと思われると回答している上、申立人と同時期にA社からC社に異動したと認められる従業員3人に係る雇用保険の記録によると、いずれもA社における離職日は昭和43年10月31日、C社における資格取得日は同年11月1日とされていることから、同年11月1日とすることが相当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和43年9月の事業所別被保険者名簿の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、元事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和43年11月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年10月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主は同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社

会保険事務所は、申立人に係る同年 10 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和43年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年10月31日から同年11月1日まで

A社からB社に異動した際の申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。社名は変更になったが、継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の元事業主及び同社の元従業員の回答並びに元従業員が保有する申立期間に係る給与明細書から判断すると、申立人は、同社及びその関連会社であるB社に継続して勤務し（A社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間に係る異動日については、A社の元事業主は、同社からB社への異動は1日付けであったと思われると回答している上、申立人と同時期にA社からB社に異動したと認められる従業員3人に係る雇用保険の記録によると、いずれもA社における離職日は昭和43年10月31日、B社における資格取得日は同年11月1日とされていることから、同年11月1日とすることが相当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和43年9月の事業所別被保険者名簿の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、元事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和43年11月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年10月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主は同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社

会保険事務所は、申立人に係る同年 10 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和39年10月23日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和16年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和39年10月23日から40年3月21日まで
年金事務所から、A社における同僚の年金記録が訂正されたので、記録を確認するようとの書類が届いた。自分は、同社及びB社に勤務していたが、勤務場所はC区で変わることなく、申立期間も継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主及び複数の同僚の回答から判断すると、申立人は、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（B社からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間に係る異動日については、B社は昭和39年10月23日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、A社の元事業主は、申立期間における保険料控除を認めていることから、同年10月23日とすることが相当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和40年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主に確認することができず、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かにつ

いては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和43年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年10月31日から同年11月1日まで

A社からB社に転籍した際の申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。社名は変更になったが、継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の元事業主及び同社の元従業員の回答並びに元従業員が保有する申立期間に係る給与明細書から判断すると、申立人は、同社及びその関連会社であるB社に継続して勤務し（A社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間に係る異動日については、A社の元事業主は、同社からB社への異動は1日付けであったと思われると回答している上、申立人と同時期にA社からB社に異動したと認められる従業員3人に係る雇用保険の記録によると、いずれもA社における離職日は昭和43年10月31日、B社における資格取得日は同年11月1日とされていることから、同年11月1日とすることが相当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和43年10月の定時決定に係る事業所別被保険者名簿の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、元事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和43年11月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年10月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主は同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社

会保険事務所は、申立人に係る同年 10 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成6年3月1日から8年10月1日までの期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、6年3月から同年9月までは47万円、同年10月から8年9月までは50万円に訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間のうち、平成8年10月1日から10年3月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、8年10月から9年2月までは50万円、同年3月から同年8月までは44万円、同年9月は50万円、同年10月及び同年11月は44万円、同年12月から10年2月までは32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年3月1日から10年9月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の報酬額より著しく低くなっている。給与明細書を提出するので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、平成6年3月から8年9月までについて、オンライン記録によると、申立人のA社における標準報酬月額は、当初、6年3月から同年9月までは47万円、同年10月から8年2月までは50万円と記録されていたところ、同年3月29日付けで、遡って9万2,000円に減額訂正されている上、申立人以外の4人の従業員に係る標準報酬月額についても、申立人と同様に減額訂正されていることが確認できる。

これについて、当該期間当時のA社の代表取締役は、「経営は苦しく滞納があり、

管理職を対象に給与を減額するよう社会保険事務所の指導を受け、経理担当が処理した。」と回答しており、経理担当取締役は、「平成7年頃から経営が苦しくなった。当該期間当時、滞納があったと思う。減額訂正の手続は、事業主の指示に基づき自分が行った。」と回答している。

なお、申立人から提出された支払明細書により、当該期間の報酬月額、上記減額訂正前の標準報酬月額より高いことが確認できる。

一方、A社に係る商業・法人登記簿謄本により、申立人は、当該期間において取締役であったことが確認できるものの、上記代表取締役は、「申立人は制作部門担当であり、社会保険の届出事務について権限を有していなかった。」と回答していることから、申立人は、上記減額訂正処理に関与していないと判断される。

これらを総合的に判断すると、平成8年3月29日付けで行われた上記遡及訂正処理は事実即したものと考えるのが難しく、社会保険事務所が行った当該処理に合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、当該処理の結果として記録されている申立人の6年3月から8年9月までの標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、6年3月から同年9月までは47万円、同年10月から8年9月までは50万円に訂正することが必要である。

なお、上記遡及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（平成8年10月1日）で9万2,000円と記録されているところ、当該処理については遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

2 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成8年10月から10年2月までの標準報酬月額については、上記支払明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額から、8年10月から9年2月までは50万円、同年3月から同年8月までは44万円、同年9月は50万円、同年10月及び同年11月は44万円、同年12月から10年2月までは32万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、上記支払明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、当該支払明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成10年3月から同年7月までについて、上記支払明細

書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることから、特例法に基づく記録訂正の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

- 3 申立期間のうち、平成 10 年 8 月について、申立人は、支払明細書等の資料を保有していないことから、申立人の主張する報酬月額及び保険料控除額について確認することができない。

このほか、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成21年6月16日及び同年12月10日に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を、同年6月25日は35万9,000円、同年12月10日は39万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成21年6月25日
② 平成21年12月10日

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。同社と合併したB社は年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付することができず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないのので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された勤怠支給控除一覧表により、申立人は、申立期間にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

なお、申立期間①に係る賞与支払年月日について、B社は平成21年6月16日として、25年3月6日付けで事後訂正の届出を行っているが、C社から提出された申立人に係る普通預金元帳により、21年6月25日に賞与が支払われたことが確認できることから、同日とすることが相当である。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の

賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記勤怠支給控除一覧表において確認できる賞与額又は保険料控除額から、平成 21 年 6 月 25 日は 35 万 9,000 円、同年 12 月 10 日は 39 万 9,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与額の届出を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和48年4月10日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年3月21日から同年4月10日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間において同社からC社に異動したが、継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人と同様に、申立期間においてA社からC社に異動したとする複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間当時、A社及びC社に継続して勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、C社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和48年4月10日とされているが、A社の当時の経理責任者は、同社からC社に異動した従業員について、同社が厚生年金保険の適用事業所となるまではA社において社会保険料を控除していた旨回答していることから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を同社の事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和48年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、7万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B社及びC社は、申立期間当時の資料等が無いため不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立て

どおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和48年4月10日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年3月21日から同年4月10日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間において同社からC社に異動したが、継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人と同様に、申立期間においてA社からC社に異動したとする複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間当時、A社及びC社に継続して勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、C社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和48年4月10日とされているが、A社の当時の経理責任者は、同社からC社に異動した従業員について、同社が厚生年金保険の適用事業所となるまではA社において社会保険料を控除していた旨回答していることから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を同社の事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和48年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、4万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B社及びC社は、申立期間当時の資料等が無いため不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立て

どおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成20年7月25日は25万円、同年12月16日は33万円、22年7月25日は40万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成20年7月25日
② 平成20年12月16日
③ 平成22年7月25日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。申立期間についても賞与が支給され、厚生年金保険料を控除されていたので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の破産管財人が保有している賃金台帳（賞与）により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賃金台帳において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成20年7月25日は25万円、同年12月16日は33万円、22年7月25日は40万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、申立てに係る賞与額の届出を社会保険事務所（当時）又は年金事務所に行っておらず、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和39年2月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年2月21日から同年3月21日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。本社からB工場に転勤したが、同一企業なのに記録が途切れるのはおかしいので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社の回答書から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和39年2月21日に同社本社から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社B工場の厚生年金保険被保険者資格取得届確認通知書及び申立人の同社同工場における昭和39年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、上記資格取得届確認通知書により、A社B工場は、申立人に係る資格取得日を昭和39年3月21日として届出を行っていることが確認でき、事業主も誤って資格取得日を1か月遅れて届け出たことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和36年11月17日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和5年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年11月17日から同年12月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間においてB事業所から本社への異動はあったが、継続して勤務しており、厚生年金保険料も給与から控除されていたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社の社内報(昭和37年1月号)における異動記事及び事業主の回答から判断すると、申立人は、申立期間において同社に継続して勤務し(昭和36年11月17日に同社B事業所から同社本社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和36年12月の社会保険事務所(当時)の記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立期間当時、申立人に係る資格取得の届出を誤ったことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和36年11月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和44年10月9日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年8月17日から同年10月9日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間においてC支店から本店への異動はあったが、継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された人事記録及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務し（昭和44年10月9日に同社C支店から同社本店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和44年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについて不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和43年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年5月31日から同年6月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間において異動はあったが、同社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社の回答から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和43年6月1日に同社C工場から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和43年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人に係る資格喪失の届出に過誤があったとしていることから、昭和43年5月31日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和35年12月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年12月20日から36年1月1日まで
A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。申立期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社における申立期間当時の同僚が保有している給料支払明細書及び同社の関連会社であるC社において申立期間同時に社会保険事務を担当していた者の供述から判断すると、申立人は、同社及びA社に継続して勤務し（昭和35年12月20日にC社からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和36年1月の社会保険事務所（当時）の記録から、6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和36年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年8月31日から同年9月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には継続して勤務しており、給与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶している同僚は、申立人とはA社に同時期に入社し、同社が移転した際も一緒に異動しており、申立人は申立期間においても同社に勤務していた旨供述している。

また、B社は、申立期間当時は会社が移転した時期であり、従業員全員に係る申立期間における被保険者記録が無いとすれば、当時の担当者が適用事業所でなくなった日を誤って届け出たためと考えられ、申立人は、他の従業員と一緒にA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料も控除していた旨回答している。

さらに、申立期間当時の複数の従業員は、本社及び工場の移転に伴い、60人くらいの従業員が異動したが、継続して勤務しており、給与から厚生年金保険料を控除されていない月は無かったとしている。

なお、上記複数の従業員は、申立期間当時、A社ではプラスチック製品の製造に従事しており、60人くらい働いていたとしていることから、同社は、申立期間においても当時の厚生年金保険法の適用事業所としての要件を満たしていたものと判断される。

これらを総合的に判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し、申立期間に係る厚

生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和36年8月の随時改定に係る事業所別被保険者名簿の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B社は、適用事業所でなくなった日を誤って届け出たと考えられるとしていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る昭和36年8月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成 15 年 12 月 10 日は 150 万円、18 年 6 月 8 日は 139 万 5,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月10日
② 平成18年6月8日

A社B支店における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。賞与が支給され、保険料を控除されたのは確かなので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された平成 18 年 6 月の賞与支給明細書、A社から提出された 15 年 12 月及び 18 年 6 月の賞与一覧表等により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賞与支給明細書及び賞与一覧表において確認できる保険料控除額から、平成 15 年 12 月 10 日は 150 万円、18 年 6 月 8 日は 139 万 5,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社の元監査役は、同社は既に解散し、当時の資料等が無いため不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年8月から49年8月までの期間及び50年6月から54年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年8月から49年8月まで
② 昭和50年6月から54年3月まで

私の父は、私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の記号番号の任意加入被保険者に係る資格取得日から昭和55年5月頃に払い出されたと推認でき、同年同月時点で、申立期間の国民年金保険料は過年度納付及び特例納付することが可能であったものの、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付していたとする申立人の父親から聴取することができない上、申立人は、加入手続及び申立期間の保険料納付に関与していないとしていることから、申立期間における加入手続及び保険料納付の状況は不明である。

そのほか、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年12月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年12月から51年3月まで
私は、学生だった20歳の時から昭和48年4月に結婚するまでの私の国民年金保険料を母が欠かさず納付していたと母から何度か聞いたことがある。結婚後は、妻が私の保険料を納付するようになった。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳の時から昭和48年4月に結婚するまではその母親が、結婚した後はその妻が申立人の国民年金保険料を納付していたとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿の払出年月日から、結婚後の52年2月に払い出されていることが確認でき、同年同月時点で申立期間のうち43年12月から49年12月までの保険料は時効により納付することができず、50年1月から51年3月までの保険料は遡って納付することが可能であったものの、妻は申立人の保険料を遡って納付した覚えはないとしている。

また、母親から聴取することは困難である上、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間に係る保険料納付に関与していないとしていることから、加入手続及び申立人が結婚するまでの保険料納付の状況は不明である。

さらに、申立人は、母親から現在所持する年金手帳とは別の年金手帳を受け取ったかどうかは定かでないとしているなど、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

そのほか、申立人の母親及び妻が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 4 月から 61 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 4 月から 61 年 12 月まで
私は、30 歳になった昭和 53 年頃に市役所から国民年金の加入案内のはがきを受け取り、そのはがきには「強制加入」と書かれていたので、国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料については、主に夫が夫婦二人分を一緒に納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 53 年頃に国民年金の加入手続を行ったとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、オンライン記録及び申立人が居住していた A 市が管理する電磁的記録により、平成元年 1 月に払い出されていることが確認でき、同年同月時点で申立期間の大部分の保険料は時効により納付することができない上、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

そのほか、申立人の夫が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年2月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年2月から48年3月まで
私の父は、私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿の払出年月日から昭和49年6月に払い出されていることが確認でき、同年同月時点で申立期間の国民年金保険料は過年度納付及び特例納付することが可能であったものの、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付していたとする申立人の父親から聴取できない上、申立人は、加入手続及び申立期間の保険料納付に関与していないとしていることから、申立期間における加入手続及び保険料納付の状況は不明であり、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

そのほか、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

関東東京国民年金 事案 13754 (事案 11683 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年9月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年9月から47年3月まで

私は、昭和44年9月に退職し、同月に国民年金の加入手続を行い、既に国民年金に加入していた母及び兄と私の国民年金保険料を集金人に納付してきた。前回の申立てでは、納付記録の訂正は認められなかったが、今回、申立期間の保険料が納付されていたことを示す新たな資料として、私の両親が使っていた2冊の手帳及び友人3人の証言書を提出するので、申立期間の保険料を納付済みに訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和47年12月20日に兄妹連番で払い出されており、当該払出時点では申立期間のうち45年9月以前は時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、申立人は申立期間の保険料を遡って納付したことはないと説明していること、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことなどを理由として、既に年金記録確認A地方第三者委員会(当時)の決定に基づき、平成23年8月10日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たな資料として、申立人の両親が使用していた2冊の手帳及び申立人の友人3人の証言書を提出しているが、年金記録確認A地方第三者委員会の当初の判断を覆すまでの記載は見当たらず、その他に同委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

関東東京国民年金 事案 13755 (事案 11682 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年3月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年3月から47年3月まで

私の母は、私の国民年金の加入手続きを行い、私の国民年金保険料は、当初は母が納付し、妹が国民年金に加入してからは妹が納付してくれていたはずである。前回の申立てでは、納付記録の訂正は認められなかったが、今回、申立期間の保険料が納付されていたことを示す新たな資料として、私の両親が使っていた2冊の手帳及び友人3人の証言書を提出するので、申立期間の保険料を納付済みに訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和47年12月20日に兄妹連番で払い出されており、この払出時点では申立期間のうち45年9月以前は時効により国民年金保険料を納付することができない期間であるほか、44年9月以降の申立人の保険料を納付していたとする申立人の妹は、申立期間の保険料を遡って納付したことはないと説明していること、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことなどを理由として、既に年金記録確認A地方第三者委員会(当時)の決定に基づき、平成23年8月10日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たな資料として、申立人の両親が使用していた2冊の手帳及び申立人の友人3人の証言書を提出しているが、年金記録確認A地方第三者委員会の当初の判断を覆すまでの記載は見当たらず、その他に同委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 4 月から同年 6 月まで

私は、婚姻後の昭和 49 年 7 月に国民年金に任意加入し、国民年金保険料を納付してきた。申立期間についても保険料を納付しており、A社（当時）の領収印が押された領収書を所持している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 52 年 6 月 25 日付けの A 社の領収印が押された申立期間に係る国民年金保険料の領収書の写しを提出しているところ、申立人が申立期間同時に居住していた B 市は、同市において納付書による国民年金保険料の納付は市内の金融機関に限られていたので、A 社での国民年金保険料の収納の取扱いはなかったと回答していることから、当該領収書の写しを申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す資料として認めることはできない。

また、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料を A 社以外の場所で別に納付したことはないと述べている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 6 月 10 日から 59 年 9 月 30 日まで

A社に入社して、B社に派遣されて勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。当時の募集広告には、「社保完備」と記載されており、自身も厚生年金保険に加入していたと思うので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の複数の元従業員及び派遣先であるB社において申立人の上長であったとする者の回答並びに申立人から提出されたA社との雇傭契約書から判断すると、勤務期間は特定できないものの、申立人が申立期間に同社に勤務していたことはうかがえる。

一方、上記雇傭契約書には、申立人がA社と臨時雇用契約を締結したことが記載されており、また、同社の元従業員から提出された給料決定通知書には、「正社員」、「パート」及び「準社員」の記載がされているところ、A社の元事業主は、「同社では、社会保険に加入することを嫌がる従業員がいたことから、社会保険に加入しない雇用形態を設けており、採用面接の際に雇用形態を取り決め、双方合意の上で契約書を取り交わしていた。給料決定通知書に記載されている「準社員」は、臨時雇用契約に基づいた身分で社会保険には未加入であり、申立人が保管する雇傭契約書に、臨時雇用契約を締結するとの記載があるならば、申立人は、厚生年金保険に未加入であったはずである。また、当時の資料が残っていないため、申立人の雇用形態については不明であるが、一般的に社会保険未加入者の給与から保険料を控除することはなかったはずである。」と供述している。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿において、申立人が氏名を記憶している女性の同僚3人のうち1人は、氏名を確認することができない。

さらに、申立人は、申立期間当時に歯科医院に通った記憶があるとしているところ、

当該歯科医院は、「カルテは5年保存で申立人に係る資料は残っていない。」と供述していることから、申立人の健康保険証がA社における被保険者として発行されたものであるか確認することができない。

加えて、上記被保険者名簿によると、昭和56年から59年までの被保険者資格取得者の健康保険証番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

関東東京厚生年金 事案 24425 (事案 1793 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 22 年 12 月 1 日から 26 年 10 月 1 日まで
A 社 (現在は、B 社) に勤務した期間の厚生年金保険の加入記録が無いことから第三者委員会に申し立てたところ、同委員会から、記録の訂正は認められないと通知があった。

しかし、申立人の採用通知書が見付かったので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、B 社が保管する A 社の社員名簿に申立人の記載が無いこと、同社において申立期間当時に厚生年金保険に加入している複数の従業員に照会したが、申立人のことを記憶している者がいないこと、及び申立人の妻が申立期間当時の上司や同僚の氏名を記憶していないため、これらの者から申立人の勤務状況や厚生年金保険の加入状況等を確認することができないことなどの理由から、既に年金記録確認 C 地方第三者委員会 (当時) の決定に基づき、平成 21 年 3 月 11 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人の妻は、新たな資料として、申立人が A 社に採用されたとする昭和 22 年 12 月 1 日付けの採用通知書を提出し、再度調査してほしいとしている。

このため、当委員会は、B 社に当該採用通知書を提示し申立人の勤務及び保険料控除について確認したところ、「申立期間当時の社員名簿に申立人の氏名を確認することができず、申立人の在職を確認することができない。」と回答していることから、申立人が A 社に採用されたことはいかがわられるものの、申立人の同社における勤務期間及び保

険料控除について確認することができない。

また、申立人の妻は、前回、申立人である夫はA社D支社に勤務していたとしていたが、今回、同社本社に勤務していたと供述していることから、同社本社及び同社D支社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間当時に被保険者記録があり、連絡先が判明した複数の従業員に照会を行ったが、申立人を記憶している者はおらず、申立人の同社における勤務期間及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

以上のことから、今回、申立人から提出された上記資料については、年金記録確認C地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情に当たらず、このほかに当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 21 年 8 月 2 日から 26 年 5 月 1 日まで
A社及びB社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険加入記録が無い。現在両社の人事記録を管理するC社から入手した「経歴書」を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された「経歴書」によると、申立人は、申立期間のうち、昭和 21 年 8 月 2 日から 25 年 9 月 22 日まではA社、同年 9 月 23 日から 26 年 5 月 1 日まではB社に勤務していたことが確認できる。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 26 年 10 月 1 日であり、上記経歴書における申立人が同社に勤務していた期間は、同社が厚生年金保険の適用事業所となっていない期間である。

また、C社に、厚生年金保険の適用を受けていない事業所への転勤及び転籍の際の取扱いについて照会したが、申立期間に係る資料が残っておらず不明であると回答している。

さらに、上記被保険者名簿により、A社の厚生年金保険新規適用日（昭和 26 年 10 月 1 日）に被保険者資格を取得したことが確認でき、照会に対して回答のあった 8 人のうちの 4 人は、昭和 26 年 10 月前から同社に勤務していたとしているが、給与明細書等の資料を保有しておらず、同社が厚生年金保険の適用事業所になる前の期間における保険料控除について確認することができない。

一方、上記経歴書によると、申立人は、昭和 25 年 9 月 23 日付けでB社に常務取締役として異動していることが確認できるところ、C社は、申立期間に係る資料が残っておらず、B社において、申立人が厚生年金保険に未加入であった期間がある事情等について

ては不明である、しかし、年に数回、内部による会計監査及び公認会計士による厳格な監査を行っており、申立人に係る保険料を含んだ納入告知書が発行されていないにもかかわらず、申立人の給与から保険料を控除すれば、監査において指摘を受けていたはずであることから、申立人の給与からの保険料控除は考え難い旨回答している。

また、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、事業主として申立人及び申立人の前任者の氏名が記載されているが、同被保険者名簿には、前任者の氏名は被保険者として確認することができない。

さらに、B社に係る上記被保険者名簿により、申立人の同社における資格取得日（昭和26年5月1日）以前に被保険者資格を取得した者の一人は、申立人は常務取締役として給与計算にも従事し、内勤者が計算書を処理した後、申立人から給与袋を受け取ったと回答しており、また、二人の従業員は、申立人は取締役として業務全般の管理業務に従事していたと回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 4 月 1 日から同年 7 月 31 日まで
A 市役所又は B 県 C 局に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨を第三者委員会に申し立てたところ、委員会の当初の決定を変更すべき事情は見当たらないとして記録の訂正はできないとの通知があった。
しかしながら、第三者委員会の自分の求めたことに対する調査は全てにおいて不十分で納得がいかない。申立期間当時、臨時職員として B 県に束縛された以上は人権に問題があるので、これについても検討し、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A 市役所の人事担当者の供述から、申立人が昭和 33 年 6 月 2 日から同年 7 月 28 日まで第一種臨時職員（2 か月の期間に限り雇用される臨時職員）として雇用されたことが確認できるが、同市役所は、申立期間は厚生年金保険の適用事業所ではないことから、申立人の厚生年金保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないなどの理由により、既に年金記録確認 D 地方第三者委員会（当時）の決定に基づき平成 22 年 6 月 23 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

その後、申立人は、「再申立ての新たな資料は無いが、判断に納得できない。申立期間においては A 市役所又は B 県 C 局に勤務し、厚生年金保険料は現金で渡していたはずなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。」旨主張しているところ、B 県 C 局から提出のあった申立人に係る履歴書において、申立人は A 市役所に土木臨時職員として昭和 33 年 4 月 1 日から同年 7 月 28 日まで勤務していた旨の記載が確認できるが、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できないこと、また、B 県 C 局人事課は、「申立期間に、申立人が当局に勤務していたことは無い。」旨供述しており、申立人の同局における申立期間の勤務は確認できない上、厚生年金保険料が事業主により控除されていたとする事情は見当たらないことから、平成 23 年 7 月 13 日付けで年金記

録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、「B県は自分の履歴書を退職後に変更しており、第三者委員会はこれについて追求していない。また、申立期間当時の臨時職員の定義が明文化されていない。さらに、第三者委員会はA市役所の代表者と打合せ会議を行う必要があるにもかかわらず行っていないなど、第三者委員会の調査は不十分で、判断に納得がいかない。加えて、申立期間当時、臨時職員としてB県に束縛された以上は人権の問題があり、新たな資料や情報は無いが、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。」旨主張しているが、これまでの審議のとおり、A市役所については、申立期間において、厚生年金保険の適用事業所ではなく、厚生年金保険料が控除された事情は見当たらないこと、また、B県C局については、申立人は、申立期間において、同局で勤務していないことが確認できることから、平成24年9月5日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てに当たり、申立人は、第三者委員会の自分の求めたことに対する調査は全てにおいて不十分で納得がいかず、申立期間当時、臨時職員としてB県に束縛された以上は人権に問題があるので、これについても検討し、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい旨主張しているが、申立人の主張は、年金記録確認D地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、このほかに同委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

関東東京厚生年金 事案 24431 (事案 3707、12215、20878、23481、23886 及び 24163 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年7月1日から33年6月21日まで

A社(後にB社、さらにC社に変更。現在は、D社)に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨を第三者委員会に対して6度申し立てたが、年金記録の訂正は必要でないとの通知を受けた。今回、新たな資料は無いが、申立人の立場に立ち、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、B社の元従業員の供述により、申立人が同社に勤務していたことはうかがえるが、当時の同社の事業主から、申立人の勤務実態及び保険料控除について確認できないこと、同社の元従業員は、申立期間当時、申立人は請負業者の一員として勤務しており、請負業者の従業員は同社において厚生年金保険に加入していなかったために、同社に働きかけて、昭和33年6月21日に多数の請負業者の従業員が厚生年金保険に加入した旨供述していること、オンライン記録により、申立人が記憶している請負業者の元同僚1名も、申立人と同日の同年6月21日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できること等から、年金記録確認E地方第三者委員会(当時)の決定に基づき平成21年9月9日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

その後、申立人は新たな情報として、同僚の氏名を思い出したので再度調査してほしいと再申立てを行ったが、オンライン記録及びB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、当該同僚を含む28名が申立人と同日の昭和33年6月21日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できること、申立人から提出のあったC社の経歴書からは、A社がB社に社名を変更した30年3月に申立人が同社の従業員になったことを確認できず、また、申立期間における厚生年金保険料の控除も確認でき

ないこと等から、平成22年10月6日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、新たに昭和36年から38年までの間に撮影されたとする当時の事業主を含む従業員の写真を提出し、当該写真及び自身の記憶から、事業主を含む従業員の人数は64名であったはずで、上記被保険者名簿における自身の健康保険整理番号が*番であることが不自然である旨主張した。

しかしながら、上記被保険者名簿によると、申立人と同じく昭和33年6月21日に資格取得している28名を含め、同日において、B社には108名の被保険者がいたことが確認でき、申立人の主張する人数とは異なる上、上記被保険者名簿に取消しや遡及訂正等の不自然な記載は見当たらない。

また、上記写真のほかに、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除を確認できる資料は無いことから、平成23年10月13日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

さらに、申立人は、新しい資料及び情報は無いが、第三者委員会の結論に納得できない、国の責任として申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしいと主張しているが、D社の人事担当者は、会社が合併を重ねてきた経緯もあり、当時の資料が一切無く、経緯を分かる者もいないとしており、同社から申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができないこと、また、B社の元従業員3名はそれぞれ、申立人は請負業者の従業員であり、請負業者の従業員は昭和33年6月より前には保険料は引かれておらず、また、同社において請負業者の従業員とその他の従業員とでは就業時間が相違し支障を来したため、同年6月頃に同社内に労働組合を結成し一本化したときに、請負業者の従業員が社会保険に加入していないことに気付き、その大部分の従業員を社会保険に加入させるように働きかけたなどと供述していることから、平成24年7月25日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

加えて、申立人は、A社及びB社において、正社員として勤務しており、自身の厚生年金保険の加入記録が無いのは、社会保険事務所（当時）が記録を改ざんしたものであるから、新たな資料は無いが、申立期間を被保険者期間として認めてほしいと主張しているが、D社の再度の調査により、同社から申立人に係る労働組合加入届（以下「加入届」という。）が提出されたところ、加入届には、申立人の入社日は昭和33年5月21日と記録されており、申立人の厚生年金保険の被保険者資格取得日（昭和33年6月21日）とは1か月間の相違があるが、このことについて、同社は、定着性を見るため入社後一定期間経過した後、雇用保険を含む社会保険の加入手続を行っていたのではないかと推測できると回答している上、申立人の雇用保険の資格取得日は、厚生年金保険の資格取得日と同日である同年6月21日となっており、雇用保険の加入記録を確認できた2名の従業員の資格取得日も同日となっていることが確認できる。

また、上記被保険者名簿において昭和33年6月21日に被保険者資格を取得したことが確認できる28名について、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿においても資格取得日は同日と記録されており、当該被保険者名簿及び払出簿には記録が訂正されている

など不自然な点は見当たらないことから、平成 24 年 11 月 28 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

その後、申立人は、新たな資料及び情報は無いが、第三者委員会は、申立人の立場に立った決定をすればよい旨主張しているが、年金記録確認E地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、平成 25 年 3 月 21 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人から新たな資料及び情報の提供は無く、第三者委員会は、申立人の立場に立った決定をすればよい旨主張しているが、年金記録確認E地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①から⑤までについて、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年2月1日から53年4月20日まで
② 昭和58年11月1日から60年4月1日まで
③ 昭和60年4月1日から61年5月1日まで
④ 昭和62年1月1日から63年10月1日まで
⑤ 平成8年2月1日から同年11月1日まで

A職として、B社に勤務した申立期間①、C社に勤務した申立期間②から④まで及びD社に勤務した申立期間⑤に係る標準報酬月額が、当時受け取っていた給与額より低く記録されている。当時の給与額を確認できる資料は保有していないが、調査して当該期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、B社E支社から提出された申立人に係る健康保険厚生年金保険失業保険被保険者台帳に記録されている当該期間における標準報酬月額及び厚生年金保険料は、オンライン記録の標準報酬月額及び当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料と一致していることが確認できる。

また、B社E支社に係る申立人の厚生年金保険被保険者原票の標準報酬月額の記載内容に不備は無く、標準報酬月額の遡及訂正等の不自然な処理が行われた形跡も見当たらない。

2 申立期間②について、C社F支社の業務を継承するG社は、「当時の賃金台帳等の資料は保管されていないため、申立人の当該期間の報酬月額及び保険料控除額について確認することはできないが、A職に係る厚生年金保険被保険者資格等の各種届出に伴う報酬月額は、基本給に販売手数料を加えた総支給額を届けており、また、保険料控除は届け出た報酬月額に基づいた額を控除していた。」旨回答している。

また、C社F支社において、申立人が厚生年金保険被保険者資格を取得した昭和58年11月1日の前後に同支社で資格を取得した女性従業員36人の申立期間②における標準報酬月額を申立人の同期間の標準報酬月額と比較したところ、申立人の標準報酬月額が特に低い額であったとする状況はうかがえない。

さらに、申立期間②当時の同僚は、「国に記録されている標準報酬月額は、自分の給与額に見合ったものとなっている。」旨供述しているほか、C社F支社に係る申立人の厚生年金保険被保険者原票の標準報酬月額の記載内容に不備は無く、標準報酬月額の遡及訂正等の不自然な処理が行われた形跡も見当たらない。

- 3 申立期間③について、G社から提出されたC社H支社における申立人に係る営業職員業績・給与管理表（昭和61年5月度）では、昭和60年6月から61年5月までの給与総支給額及びその内訳金額の記録を確認することができるものの、厚生年金保険料については記録されておらず、申立人の当該期間における保険料控除額を確認することはできない。

また、C社H支社に係る申立人の厚生年金保険被保険者原票の標準報酬月額の記載内容に不備は無く、標準報酬月額の遡及訂正等の不自然な処理が行われた形跡も見当たらない。

- 4 申立期間④について、G社から提出されたC社における申立人に係る営業職員業績・給与管理表（昭和63年10月度）では、昭和62年11月から63年10月までの給与総支給額及びその内訳金額の記録を確認することができるものの、厚生年金保険料については記録されておらず、申立人の当該期間における保険料控除額を確認することはできない。

また、G社から提出されたC社に係る厚生年金保険被保険者台帳には、申立人を含む15人の厚生年金保険被保険者が記録されており、当該被保険者台帳の標準報酬月額欄に記録されているそれぞれの標準報酬月額は、オンライン記録におけるそれぞれの資格取得時の標準報酬月額と一致している。

さらに、オンライン記録における申立人の標準報酬月額の記載内容に不備は無く、標準報酬月額の遡及訂正等の不自然な処理が行われた形跡も見当たらない。

- 5 申立期間⑤について、D社から提出された申立人の当該期間に係る賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる上、同社から提出された申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書、厚生年金保険被保険者標準報酬月額改定通知書及び健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書において確認できるそれぞれの標準報酬月額とも一致していることから、事業主がオンライン記録どおりの届出を行ったことが確認できる。

また、オンライン記録における申立人の標準報酬月額について、記載内容に不備は無く、標準報酬月額の遡及訂正等の不自然な処理が行われた形跡も見当たらない。

- 6 このほか、申立期間①から⑤までにおいて、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 4 月 1 日から 47 年 11 月 21 日まで
年金記録の確認をしたところ、申立期間について脱退手当金の支給記録が有ることを知った。
しかし、脱退手当金の請求手続を行ったことも、受給した記憶も無いので、申立期間の脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務したA社に係る事業所別被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和48年1月16日に支給決定されているなど、当該脱退手当金の支給に係る事務処理に不自然さはない。

また、A社に係る上記被保険者名簿に記載されている女性で、申立人の申立期間における厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和47年11月21日の前後各2年以内に資格喪失し、同社における資格喪失日から約3か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている者のうち、連絡の取れた2名は、「会社が脱退手当金の請求手続を行ってくれた。」旨供述していることを踏まえると、同社では脱退手当金の代理請求を行っており、申立人の脱退手当金についても、同社が代理請求をした可能性が考えられる。

さらに、申立人の厚生年金保険の被保険者記号番号は、申立期間の後に加入した7回の被保険者期間は同一番号で管理されているにもかかわらず、申立期間の被保険者期間は別の番号となっており、脱退手当金を受給したために記号番号が異なっているものとするのが自然である。

加えて、申立人から聴取しても、脱退手当金については、受給した記憶が無いというほかにも受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年2月1日から31年3月27日まで
年金記録を確認したところ、申立期間に勤務したA病院において加入した厚生年金保険について、脱退手当金を受給していることを知った。
しかし、私には、脱退手当金の請求手続を行ったことも、受給した記憶も無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給されたことが記載されているとともに、A病院に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されている上、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から7日後の昭和31年4月3日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても、脱退手当金については、請求も受給もした記憶が無いというほかに受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 12 月 24 日から 31 年 8 月 1 日まで
申立期間は、印刷部品の製造会社で旋盤工として勤務していた。事業所名は、A社だったと記憶しているが、この期間の厚生年金保険の加入記録が無い。勤務したことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務したと記憶しているA社の所在地を管轄する法務局に照会したが、当該名称及び類似する名称の事業所に係る商業登記の記録は無く、申立てに係る事業所の存在を確認することができず、代表者を特定することもできない。

また、A社における同僚について、申立人が記憶している名字では、オンライン記録から該当する者を特定することができず、照会することができない。

さらに、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、A社は、厚生年金保険の適用事業所となった記録が確認できない上、類似する名称の事業所の記録は、申立人が記憶する勤務地では確認できない。

加えて、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳の記録とオンライン記録は一致しており、申立期間の厚生年金保険の記録は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。